

消 防 予 第 1 9 号
平成20年1月23日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

基準の特例を適用した検定対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、平成19年1月から平成19年12月までに下記の27品目が検定対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例の適用を受け、消防法第21条の9の規定に基づく表示が付され、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

また、基準の特例を適用した検定対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークを見やすい箇所に容易に消えないように表示することとしています。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県管内の市町村に対し、この旨周知されますようお願いいたします。

記

1 泡消火薬剤（消防法施行令（以下「令」という。）第37条第3号）関係①

（主な特例項目：使用濃度）

（1）基準の特例適用品

ア 水成膜泡消火薬剤（1%型）

（ア） 申請者 深田工業株式会社

（イ） 種 別 泡消火薬剤

（ウ） 型 式 水成膜泡 1%（-10℃～+30℃）

（エ） 型式番号 泡第19～12号

イ 水成膜泡消火薬剤（1%型）

（ア） 申請者 第一化成産業株式会社

（イ） 種 別 泡消火薬剤

（ウ） 型 式 水成膜泡 1%（-10℃～+30℃）

（エ） 型式番号 泡第19～13号

(2) 概要

- ア 「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和50年自治省令第26号)第17条の規定に基づき、基準の特例を受けた水成膜泡消火薬剤である。
- イ 泡消火薬剤に水を加え、1容量パーセントの濃度にして使用するものである。

2 泡消火薬剤(令第37条第3号)関係②

(主な特例項目：使用濃度、発泡性能、消火試験(適応火災))

(1) 基準の特例適用品

合成界面活性剤泡消火薬剤(1%型、A火災用)

ア 申請者 株式会社モリタ

イ 種別 泡消火薬剤(A火災用泡消火薬剤)

ウ 型式 合成界面活性剤泡1%(-10℃~+30℃)

エ 型式番号 泡第19~23号

(2) 概要

ア 「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和50年自治省令第26号)第17条の規定に基づき、基準の特例を受けた合成界面活性剤泡消火薬剤である。

イ 消防隊の消火活動に用いることを想定しており、A火災に適用できるものである。

なお、B火災に対する適応性については確認されていないものである。

ウ 泡消火薬剤に淡水を加え、1容量パーセントの濃度にして低発泡で使用するものである。

3 泡消火薬剤(令第37条第3号)関係③

(主な特例項目：発泡性能、消火試験)

(1) 基準の特例適用品

ア たん白泡消火薬剤(大容量泡放水砲用)

(ア) 申請者 第一化成産業株式会社

(イ) 種別 泡消火薬剤

(ウ) 型式 たん白泡 3%(-10℃~+30℃)

(エ) 型式番号 泡第19~27号

イ たん白泡消火薬剤(大容量泡放水砲用)

(ア) 申請者 深田工業株式会社

(イ) 種別 泡消火薬剤

(ウ) 型式 たん白泡 3%(-10℃~+30℃)

(エ) 型式番号 泡第19~28号

(2) 概要

ア 「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和50年自治省令第26号)

- 第17条の規定に基づき、基準の特例を受けたたん白泡消火薬剤である。
- イ 泡消火薬剤に水を加え、3容量パーセントの濃度にして使用するものである。
 - ウ 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の告示基準を満足するもので、大容量泡放水砲用のものである。

4 消防用ホース（令第37条第4号）関係①

（主な特例項目：呼称、試験圧力）

（1）基準の特例適用品

- ア 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）
 - （ア）申請者 帝国繊維株式会社
 - （イ）種別 消防用ホース
 - （ウ）型式 使用圧1.4、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称200（ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）
 - （エ）型式番号 コ第19～3号
- イ 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）
 - （ア）申請者 帝国繊維株式会社
 - （イ）種別 消防用ホース
 - （ウ）型式 使用圧1.2、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称200（ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）
 - （エ）型式番号 コ第19～4号
- ウ 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）
 - （ア）申請者 帝国繊維株式会社
 - （イ）種別 消防用ホース
 - （ウ）型式 使用圧1.4、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称300（ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）
 - （エ）型式番号 コ第19～6号
- エ 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）
 - （ア）申請者 帝国繊維株式会社
 - （イ）種別 消防用ホース
 - （ウ）型式 使用圧1.4、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称300（ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）
 - （エ）型式番号 コ第19～42号
- オ 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）
 - （ア）申請者 芦森工業株式会社
 - （イ）種別 消防用ホース
 - （ウ）型式 使用圧1.2、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称400（ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント交織、円織）
 - （エ）型式番号 コ第19～21号

カ 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）

（ア）申請者 株式会社FPEC

（イ）種別 消防用ホース

（ウ）型式 使用圧1.3、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称
300（ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）

（エ）型式番号 コ第19～39号

キ 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）

（ア）申請者 株式会社FPEC

（イ）種別 消防用ホース

（ウ）型式 使用圧1.3、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称
200（ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）

（エ）型式番号 コ第19～41号

（2）概要

ア 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）第49条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称が200、300又は400のもので、ジャケットの内面及び外面が合成樹脂のものである。

ウ ポンプから大容量泡放水砲等に大量の水等を送水することができるもので大容量泡放水砲用防災資機材として使用するものであり、ウォーターハンマー等の衝撃圧力が加わらないことを前提に、ホースの耐圧試験圧力を低減しているものである。

5 消防用ホース（令第37条第4号）関係②

（主な特例項目：使用圧）

（1）基準の特例適用品

消防用ホース

ア 申請者 帝国繊維株式会社

イ 種別 消防用ホース

ウ 型式 使用圧1.0、ゴム引き（ゴム被覆）、呼称150（ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織）

エ 型式番号 コ第19～5号

（2）概要

ア 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）第49条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称が150、使用圧が1.0のもので、遠距離大量送水システム（ハイドロサブシステム）に使用するものである。

6 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（令第37条第6号）関係①

（主な特例項目：構造、呼称）

（1）基準の特例適用品

消防用ホースに使用する差込式の結合金具（大容量泡放水砲用）

ア 申請者 櫻護謨株式会社

イ 種別 差込式結合金具

ウ 型式 呼称200（大量送水用クイックⅡ型）

エ 型式番号 差第19～10号

（2）概要

ア 「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第2号）第18条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称が200のもので、受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式の結合金具である。

ウ 受け口と差し口の区別が無いため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 接続できる消防用ホースは使用圧1.6以下の大容量泡放水砲用ホースである。

オ 大容量泡放水砲用防災資機材として使用するものである。

7 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（令第37条第6号）関係②

（主な特例項目：構造、呼称）

（1）基準の特例適用品

ア 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（大容量泡放水砲用）

（ア）申請者 東京サイレン株式会社

（イ）種別 差込式結合金具

（ウ）型式 ビクトリック 呼称300

（エ）型式番号 差第19～14号

イ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（大容量泡放水砲用）

（ア）申請者 東京サイレン株式会社

（イ）種別 差込式結合金具

（ウ）型式 かん合部 呼称300

（エ）型式番号 差第19～15号

ウ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（大容量泡放水砲用）

（ア）申請者 東京サイレン株式会社

（イ）種別 差込式結合金具

（ウ）型式 スリーブ 呼称300

（エ）型式番号 差第19～16号

(2) 概要

- ア 「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成4年自治省令第2号)第18条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 呼称が300のもので、受け口及び差し口の形状が同一形状を有し、スリーブを介し、かん合部をビクトリックジョイントにより結合するものである。
- ウ 接続できる消防用ホースは使用圧1.4以下の大容量泡放水砲用ホースである。
- エ 大容量泡放水砲用防災資機材として使用するものである。

8 消防用ホースに使用する差込式の結合金具(令第37条第6号)関係③ (主な特例項目:構造、呼称)

(1) 基準の特例適用品

- ア 消防用ホースに使用する差込式の結合金具(大容量泡放水砲用)
 - (ア) 申請者 ヨネ株式会社
 - (イ) 種別 差込式結合金具
 - (ウ) 型式 呼称300(大量送水用Jストーズ型)
 - (エ) 型式番号 差第19~17号
- イ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具(大容量泡放水砲用)
 - (ア) 申請者 株式会社立売堀製作所
 - (イ) 種別 差込式結合金具
 - (ウ) 型式 呼称300(大量送水用Jストーズ型)
 - (エ) 型式番号 差第19~18号
- ウ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具(大容量泡放水砲用)
 - (ア) 申請者 帝国繊維株式会社
 - (イ) 種別 差込式結合金具
 - (ウ) 型式 呼称250(大量送水用マルチラグ型)
 - (エ) 型式番号 差第19~19号

(2) 概要

- ア 「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成4年自治省令第2号)第18条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 呼称が250又は300のもので、受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にひねりながら着脱する方式の結合金具である。
- ウ 受け口と差し口の区別が無いため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 接続できる消防用ホースは使用圧1.4以下の大容量泡放水砲用ホースである。

オ 大容量泡放水砲用防災資機材として使用するものである。

9 消防用吸管に使用するねじ式の結合金具（令第37条第6号）関係

（主な特例項目：構造）

（1）基準の特例適用品

消防用吸管に使用するねじ式の結合金具

ア 申請者 櫻護謨株式会社

イ 種別 ねじ式結合金具（吸管用クイック型）

ウ 型式 呼称65

エ 型式番号 ね第19～9号

（2）概要

ア 「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第3号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称が65のもので、受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式の結合金具である。

ウ 受け口と差し口の区別が無いため、吸管の接続作業が容易に行えるものである。

エ 消防隊の消火活動上において使用するものとしている。

10 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（令第37条第6号）関係

（主な特例項目：使用圧）

（1）基準の特例適用品

消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（呼称25、使用圧2.0）

ア 申請者 株式会社横井製作所

イ 種別 ねじ式結合金具

ウ 型式 差し口 呼称25

エ 型式番号 ね第19～10号

（2）概要

ア 「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第3号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 「易操作性1号消火栓の操作性等に係る評価基準の一部改正について（通知）」（平成16年12月24日付け消防予第259号）により、「易操作性1号消火栓の操作性等に係る評価基準」に放水反力の基準が追加されたことに伴い、呼称が25で使用圧2.0の消防用ホースが基準の特例適用品として販売等に供されることになったことを受け、従来より高い水圧に対応できるように使用圧を高めたものである。

1 1 火災報知設備の感知器（令第37条第7号）関係

（主な特例項目：用語の意義（構造）、公称監視距離（感知濃度）の区分及び感度）

（1）基準の特例適用品

光電式分布型感知器（吸引式）

ア 申請者 ホーチキ株式会社

イ 種別 光電式分布型感知器（吸引式）

ウ 型式 （24V、0.5A）・公称感知濃度0.5%/m
非防水型、普通型、再用型、散乱光式

エ 型式番号 感第19～2号

（2）概要

ア 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」（昭和56年自治省令第17号）第44条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 光電式分布型感知器（吸引式）は、サンプリング配管と検出部から構成されている。

ウ 検出部にはサンプリング配管が接続されており、検出部に設けられた吸引器により、サンプリング配管から空気を吸引し、検出部へと導くものである。

エ 光電式分布型感知器（吸引式）は、サンプリング配管を用いて広範囲の煙を吸引する方式を採用することにより、周囲の空気が1メートル当たりの減光率で、0.5%の煙濃度以上の煙を含むに至ったときに、火災信号を発信するものである。特に、通常の感知器では作動しない低い濃度の煙でも検出することができるという特徴を有している。このため、吸引能力や感知器の設置方法によっては比較的広い空間でも初期の火災を感知することができるものである。

1 2 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第10号）関係①

（主な特例項目：構造）

（1）基準の特例適用品

予作動式（湿式）の流水検知装置

ア 申請者 千住スプリンクラー株式会社

イ 種別 流水検知装置

ウ 型式 予作動式（湿式）、開閉型100（10K、縦）

エ 型式番号 流第19～4号

（2）概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 予作動式（湿式）の流水検知装置については、一次側及び二次側に加圧水又は加圧泡水溶液（以下「加圧水等」という。）を満たした状態であり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、

弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

ウ 予作動式（湿式）の流水検知装置は、規則第13条の6第1項に掲げる「乾式又は予作動式の流水検知装置」には該当しないものである。

13 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第10号）関係② （主な特例項目：構造）

（1）基準の特例適用品

流水検知装置（作動弁型・二次圧制御式）

ア 申請者 能美防災株式会社

イ 種別 流水検知装置

ウ 型式 湿式（二次圧制御式）K50・60、作動弁型80（10K、縦）

エ 型式番号 流第19～7号

（2）概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 流水検知装置（作動弁型、二次圧制御式）については、一次側及び二次側に加圧水等を満たした状態にあり、二次側を所定の圧力以下に制御することができるものである。

14 金属製避難はしご（令第37条第12号）関係 （主な特例項目：定義（特定一階段用））

（1）基準の特例適用品

金属製避難はしごの固定はしご（展開式）

ア 申請者 ナカ工業株式会社

イ 種別 金属製避難はしご

ウ 型式 固定はしご（展開式）

エ 型式番号 は第19～2号

は第19～3号

（2）概要

ア 「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第3号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 金属製避難はしごのうち、特定一階段等防火対象物に対応するものとして開発された一動作で使用できる等の構造を有するものである。

ウ 固定ルール、縦棒、横棧、連結バー、保護バー、固定用フック、ベース等により構成されている。

総務省 消防庁 予防課 担当：井上 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--